

バーデン初期自由主義と

フランツ・ヨーゼフ・ブス

木村周市朗

—

十九世紀前半バイエルンの社会哲学者バーダー (F. X. v. Bader, 1765—1841) と並んで、バーデンのフランツ・ヨーゼフ・ブス (Franz Joseph Bus, 1803—1878) が、通常ドイツ・カトリック社会政策思想史研究文献の劈頭に位置をしめるのは、三四才の新人議員のブスが、一八三七年四月二五日にバーデン領邦議会下院で行なった処女演説によっている。「ドイツ最初の社会政策綱領」(A・M・クノル) と評されるその演説のゆえに、今世紀初頭に A・フランツはつとにブスを「ドイツ最初の社会政策家」と呼んでいたし、同様の評価は、その後、K・バツヘム、C・バウアー、F・ミュラー、P・ヨストック、K・ブーフハイム、E・アレグザンダー、E・リッタ、N・モンツェル、および現在の F・J・シュテグマンにいたるまでの、代表的なドイツ・カトリック社会政

バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・ブス

バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・プス

策思想史・運動史研究のほとんどすべてにみい出される。<sup>(3)</sup>そして十九世紀前半の「社会問題」史を論じるかぎり、プスの演説への言及はカトリック文献に限定されえず、たとえばE・シュラエブラー<sup>(4)</sup>やW・フィッシャー<sup>(5)</sup>のばあいにもみられるのであって、たとえ「かれの演説は当時実効のないままに終わった」としても、「それはのちに、おびただしく増大した社会政策諸文献のなかで、くりかえし指摘・称賛されることになった」<sup>(6)</sup>(F・シュナール)のである。

とはいえ、プスへの高評価は圧倒的にカトリック社会運動史研究の領域で行なわれており、プスがとくに後半生をバーデンおよびドイツのカトリック運動にささげたことがこれを裏づける。しかし問題の処女演説の時点におけるプスは、まだ必ずしもカトリック理念に依存していたわけではなく、のちにみるように演説したいもむしろ非宗教的であり、そこにカトリック精神世界をみい出すことは困難である。しかも元来、フランツ以下のプス評価に先鞭をつけたのは、今世紀はじめのドイツ社会民主党陣営であって、アウグスト・ベーベルの「序言」つきで、このプスの演説を一九〇四年にアドルフ・ゲックが「はしがき」を書いて出版した<sup>(7)</sup>ことが、カトリック陣営におけるプス研究に実質上の道を開いたのであった。

本稿は考察対象をプスの処女演説に限定し、むしろ当時バーデン議会上院を支配していた初期自由主義(Füh-liberalismus)の経済社会理念とプスとのふれあいの諸相を、模索しようとする覚書である。

(一) A. M. Knoll, Der soziale Gedanke im modernen Katholizismus, Von der Romantik bis Rerum novarum, Wien u. Leipzig 1932, S. 73.

(二) A. Franz, Der soziale Katholizismus in Deutschland bis zum Tode Kettlers, Apologetische Tagesfra-

- gen, hrsg. vom Volksverein für das katholische Deutschland, Heft 15, M. Gladbach 1914, S. 49.
- (20) K. Bachem, Vorgeschichte, Geschichte und Politik der deutschen Zentrumspartei, zugleich ein Beitrag zur Geschichte der katholischen Bewegung, sowie zur allgemeinen Geschichte des neueren und neuesten Deutschland 1815—1914, Bd. 1, Neudruck der 2., unveränderten Auflage Köln 1928, Aalen 1967, S. 273ff.; C. Bauer, Wandlungen der sozialpolitischen Ideenwelt im deutschen Katholizismus des 19. Jahrhunderts, in: Die soziale Frage und der Katholizismus, Festschrift zum 40 jährigen Jubiläum der Enzyklika „*Rerum novarum*“, hrsg. von der Sektion für Sozial- und Wirtschaftswissenschaft der Görres-Gesellschaft, Paderborn 1931, S. 16f.; F. Müller, Zur Beurteilung des Kapitalismus in der katholischen Publizistik des 19. Jahrhunderts, in: W. Schwer u. F. Müller, Der deutsche Katholizismus im Zeitalter des Kapitalismus, Augsburg 1932, S. 89ff.; P. Jostock, Der Deutsche Katholizismus und die Überwindung des Kapitalismus, Eine ideengeschichtliche Skizze, Regensburg o. J. (1932), S. 31; K. Buchheim, Geschichte der christlichen Parteien in Deutschland, München 1953, S. 92f.; E. Alexander, Church and Society in Germany, Social and Political Movements and Ideas in German and Austrian Catholicism (1789—1950), in: Church and Society, Catholic Social and Political Thought and Movements 1789—1950, ed. by J. N. Moody, New York 1953, p. 409; E. Ritter, Die katholisch-soziale Bewegung Deutschlands im neunzehnten Jahrhundert und der Volksverein, Köln 1954, S. 43ff.; N. Monzel, Die katholische Kirche in der Sozialgeschichte, Von den Anfängen bis zur Gegenwart, hrsg. von T. Herweg und K. H. Grenner, München 1980, S. 235; F. J. Stegmann, Geschichte der sozialen Ideen im deutschen Katholizismus, in: Geschichte der sozialen Ideen in Deutschland, hrsg. von H. Grebing, München 1969,

「ドイツの歴史」西田洋蔵・ジュン・シ・モーヤン・トス

- S. 346; Ders., *Der soziale Katholizismus und die Mitbestimmung in Deutschland*, Vom Beginn der Industrialisierung bis zum Jahre 1933, Paderborn 1974, S. 40. Vgl. auch J. Höffner, *Die deutschen Katholiken und die soziale Frage im 19. Jahrhundert* (1954), in: ders., *Gesellschaftspolitik aus christlicher Weltverantwortung*, Reden und Aufsätze, hrsg. von W. Schreiber und W. Dreier, Münster 1966, S. 166, 170; C. Stoll, *Die „kirchliche“ Sozialbewegung*, in: *Die soziale Bewegung im Deutschland des neunzehnten Jahrhunderts*, hrsg. von K. J. Rivinius, München 1973, S. 65.
- (4) F. Schraepfer, *Quellen zur Geschichte der sozialen Frage in Deutschland*, Bd. I: 1800—1870, Göttingen 1955, S. 14.
- (5) W. Fischer, *Der Staat und die Anfänge der Industrialisierung in Baden 1800—1850*, Bd. 1: *Die staatliche Gewerpolitik*, Berlin 1962 [Abk.: W. Fischer I], S. 382.
- (6) F. Schnabel, *Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert*, 4. Bd.: *Die religiösen Kräfte*, Freiburg i. B. 1937, S. 204.
- (7) *Zur Geschichte der deutschen Fabrikgesetzgebung*, Erste sozialpolitische Rede in einem deutschen Parlament im Jahre 1837 von Franz Josef Ritter von Buss, badischer Landtagsabgeordneter, Offenburg 1904 [Abk.: *Erste Rede von Busß*]. ノスの演説は初版「一八三七年のカーンスノーヤで別刷り出版をなした。」

## II

ノスの故国「バーデン」は、フランス革命の外庄による一八〇三年の「帝国代表者会議主要決議 Reichsdeputationshauptschluss」にはじめて「ドイツ領邦諸国家の再編成のもとで、多くの貴族領、教会領、帝国都市を確得・吸

収して一八〇六年に大公国に上昇した。しかしこれによって国内に新しい雑多な諸要素を包含した大公国は、急速に強力な中央集権体制を築く必要に迫られ、中央・地方の行政改革に着手するとともに、一八一八年の憲法制定、翌年の領邦議会開設（カールスルーエ）によって立憲君主政を施行し、オーストリアおよびプロイセンの二元的ヘゲモニーからの自立化を志向した。そのばあい、立憲君主政による中央集権化をめざした政府の担手も、これに對抗した議会の自由主義者も、ともに官僚であり、バーデンにおいて一八三〇年代後半以降産業ブルジョアジーが台頭しはじめるまでは、官僚層が国内の封建領主層に対抗しうるほとんど唯一の勢力でありつづけた。<sup>(1)</sup>主としてこの官僚層によって担われた三月前期バーデン自由主義は、第一表および第二表<sup>(2)</sup>にみられるようにいまだ農・工業ともに小経営が支配的であった産業構造の刻印をうけて、小生産者的「市民社会」<sup>(4)</sup>形成の展望をひらくことになった。とりわけフライブルク大学教授カール・フォン・ロテック (Karl von Rotteck, 1775-1840, 一八一九-一八二四年にバーデン議会上院議員、一八三一-一八四〇年には下院議員) は、中央集権制批判の側にたち、「自分の生産手段で働く農民・手工業者」からなる「中間階級 Mittelklasse」社会を構想し<sup>(3)</sup>、封建的身分構造の廃止とゲマインデ自治権の承認とを骨子とする一八三一年のゲマインデ法成立の理論的支柱となり、この時点でバーデン初期自由主義はその政治的昂揚の頂点に達する。<sup>(6)</sup>しかしロテックによって代弁された「南ドイツ自由主義」における小生産者的「市民社会」理念は、それが封建制から資本主義への過渡期に固有の小生産者社会を現実的基盤としてもつものであったかぎり、工業化の進展と賃労働者の形成によって、早晚解体の危機に瀕せざるをえないであろう。そのひとつの転機を示すものは、三級選挙方式の導入によって下層「市民」のゲマインデ自治権の制限をめざす政府案が一八三七年議会で可決されたことであり、その前年のバーデンのドイツ関税同盟加入以後の、

バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・プス

綿紡織業を中心とする急速な産業発展は、貧農家族の主婦や子どもを工場に吸引し、農工兼業による「労働者農夫」すなわち副業的工場労働者の形成とその「プロレタリア」化は、「労働者問題」を顕在化させ、小生産者の「市民社会」論を破綻させることになる。プスはじめてバーデン議会下院に選出されて上記の社会政策的演説で初登壇したのは、三月前期バーデンにおけるこのような政治的・経済社会的転換点にあたっていた。

フランツ・ヨーゼフ・プスは一八〇三年三月二三日に、シュヴァルトヴァルト地方の、当時なお帝国自由都市であったツェル Zell am Harnsbach で生まれた。<sup>(9)</sup> 父親はこの帝国都市の Oberbürgermeister を兼務した仕立親方であり、プスは、隣邦ヴェルテムベルクのロイトリンゲン出身のフリードリッヒ・リス ト (Fried-

第1表 バーデン職業人口構成 (1829年)

営業	小営業	小 営 業 小 小 売 業	97,982 9,713	36.4% 3.6
	業	卸 売 業・運 輸 業	363	0.1
工 場 制 工 業		3,123	1.2	
家内工業(とくに時計工)		1,686	0.6	
農日	業 雇		101,792 16,232	37.7 6.0
	階級 税納 税者	官 吏・恩 給 生 活 者	12,538	4.6
自 由 業 者		1,292	0.5	
金 利 生 活 者		1,318	0.5	
寡 婦		23,801	8.8	
合 計			269,840	100.0

第2表 地租課税資産額によるバーデン農業世帯構成

地租課税資産階級	1829年	1844年	+ -	%
10,000フロリン以上	1,468	1,131	-337	-22
1,000—10,000フロリン	44,829	44,429	-400	-1
1,000フロリン以下	41,411	49,390	+7,979	+29
非 課 税	14,084	14,700	+616	+4
合 計	101,792	109,650	+7,858	+7.7

rich List, 1789—1846) のばあいに似て、旧帝国自由都市市民の自由への誇りの伝統のなかで育つことになる。一八二〇年以降、フライブルク、ハイデルベルク、ゲッティンゲンの各大学で学んだブスは、哲学、法学、医学の各学位を取得したのち、一八二八年にフライブルク大学の法学私講師、一八三三年に員外教授、一八三六年にドイツ国法・連邦法および国家諸科学の正教授となり、一八四四年からは教会法の正教授をも兼ねた。この間、一八三七年にブスは、最年少議員としてバーデン領邦議会下院に当選し、ロテックとヴェルッカー(K. T. Welcker, 1790—1869, ロテックとともに一八三一年以降バーデン下院議員)との弟子として「南ドイツ自由主義」のなかに身を置く。そのばあい、元来敬虔なカトリック家庭出身のブスにとっては、宗教の自由も重要な位置をしめたが、国家からのカトリック教会の自由の擁護の主張においても、ロテックはブスに先行した。新生バーデン大公国では、吸収された新住民の大勢がカトリックであったために、全人口の三分の二をしめるカトリックにプロテスタント君主が対峙することになり、政府は「組織令 Organisationsedikt」(一八〇九年)、内務省内の「カトリック教会部」設置(一八二二年)、教会に対する「保護と上級監督との君主大権」の規定(一八三〇年)等をつうじて、カトリック教会・学校制度をプロテスタント教会同様に国家に編入しようとした。<sup>(10)</sup>三月前期のバーデン議会では、政府および上院と自由主義的下院との一般的対抗関係が支配していたが、当時カトリック議員団は未形成であったから、最初に下院でカトリック利害を代弁して政府の国家教会制度を批判したのは、高位聖職者のみでなく、バーデン初期自由主義を担ったロテック、ミッターマイヤー(K. Mittermaier)、イッツシムタイン(A. v. Izzstein)らのカトリック議員であった。<sup>(11)</sup>

こうしてバーデン初期自由主義は、国家からのカトリック教会の自由を志向する理念や運動ともふれあい、融

バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・ブス

バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・プス

合しえたのであって、これを可能にしたものは、西南ドイツ自由主義が固有にもつ小生産者の・中産的「市民社会」観の特性であると同時に、「リベラリズムと保守主義との混合物」たるドイツ・カトリック社会理念における多元性<sup>(12)</sup>であったと思われる。プスはバーデン初期自由主義に棹さしながら、みずから「ひとつの自由主義的かつ保守主義的方向を体现した<sup>(13)</sup>」とみられる。しかしプスにおける保守的側面は、後述のように西南ドイツ自由主義に包蔵された「社会保守主義」に加えて、一八四〇年ごろ以降は「キリスト教保守主義的・反革命的・君主制主義的思想」によって強められ、プスは三月前期の下院議員在職を経て、かつての民主的自由主義からカトリック的見解<sup>(14)</sup>へと転身する。一八四八年のマインツにおける第一回ドイツ・カトリック会議 Deutscher Katholikentag の議長に推されたプスは、フランクフルト国民議会（一八四八年）、エルフルト連合制憲議会（一八五〇年）に選出され、さらにその大ドイツ主義的活動によりオーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフから騎士身分 Ritterschaft に叙せられた（一八六三年）。しかし一八七三年にバーデン下院に二五年ぶりの議席をえ、翌年には帝国議会に選出されたとき、かれはすでに「死火山<sup>(15)</sup>」であり、六〇年代の精神病院生活以降は心身衰弱のまゝ、一八七八年一月三十一日にフライブルクで没した。

- (1) 藤田幸一郎「西南ドイツ『市民社会』と『プロレタリアート』」、『東京都立大学人文学報』、第一二七号、一九七八年三月、および栗城壽夫『ドイツ初期立憲主義の研究——バーデンにおける憲法生活を中心として——』、有斐閣、一九六五年、を参照。Vgl. W. Fischer, Staat und Gesellschaft Badens im Vormärz, in: Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815—1848, hrsg. von W. Conze, Stuttgart 1962, 3. Aufl. 1978 [Abk.: W. Fischer II], S. 143—171. たゞぎ、一八三四年の議会構成は、官吏三二（高級官僚一七、判事八、大学教授四）



聖職者三)、市村長二)、商人・工場主二)、その他八)、であり、反政府的官吏に議会活動のための休暇を与えるかどうかの論争「Urlaubsstreit」が絶えなかった (Ebenda, S. 146ff.)。なお、「中間身分 Mittelstand」ならし「市民階級 Bürgertum」の重要な支柱のひとつとしての官僚層については、たとえば次を参照。H. Henning, Sozialgeschichtliche Entwicklungen in Deutschland von 1815 bis 1860, Paderborn 1977, S. 66f., 97ff.

- (2) W. Fischer I, S. 288.
- (3) Ebenda, S. 299.

- (4) 「市民社会」概念そのものの多義性については、たとえば、松本彰「ドイツ『市民社会』の理念と現実——Bürger概念の再検討——」、『思想』、第六八三号、一九八一年五月、を参照。

- (5) Vgl. H. Sedatits, Liberalismus und Handwerk in Südwestdeutschland, Wirtschafts- und Gesellschaftskonzeptionen des Liberalismus und die Krise des Handwerks im 19. Jahrhundert, Stuttgart 1979, S. 37ff.

- (6) 前掲藤田論文を参照。

- (7) 一八三六年のバーデンのドイツ関税同盟加入時と、一八四〇年とを比較すると、四一の産業部門の工場数は一八六から二九八に、工場労働者数は八四八〇から一三三六六に、増加している (W. Fischer I, S. 293f.)。一八四〇年の工場労働者数の構成は、第三表のとおりである (Ebenda, S. 295)。

第3表

	工場内従業員	工場外従業員	計	%
成人男子……………	七七三五	三〇七四	六七一九	五〇
成人女子……………	一九四三	六一四	四〇九〇	三〇
一六才以下…………	九六七八	三六八八	一三三六六	一〇〇

ハーデン初期自由主義とフランク・ヨーゼフ・ブス

- (8) 前掲藤田論文のほかに、同じく藤田幸一郎「西南ドイツにおける初期労働者農夫の生成」、『商学論集』(福島大学) 第四二巻第三号、一九七四年三月、を参照。
- (9) ブスの生涯については、次を参照。A. Geck, Vorwort zu: Erste Rede von Buß, S. III ff.; v. Schulte, Buß, F. J. Ritter v., in: Allgemeine Deutsche Biographie, Bd. 47, Leipzig 1903, S. 407 ff.; K. Bachem, a. a. O., insb. S. 270 ff.; R. Lange, Franz Joseph Ritter von Buß und die soziale Frage seiner Zeit, Freiburg 1955, insb. Bio- und Bibliographische Einleitung; J. Dornreich, Buß, in: Staatslexikon der Görres-Gesellschaft, 6. Aufl., Bd. 2, Freiburg 1957, Sp. 334 ff.; Ders., Buß, F. J. Ritter v., in: Neue Deutsche Biographie, Bd. 3, Berlin 1957, S. 72 f.
- (10) 三月前期ハーデンにおけるカトリック教会と国家との関係については、次を参照。K. Bachem, a. a. O., 8. Kapitel; W. Fischer II, S. 164 ff.
- (11) とくには、古くカトリック家系出身のロタックは、ケルン大司教が異宗教間結婚問題で一八三七年にプロイセン政府に逮捕・拘禁されたとき、信教と教会との自由を主張して大司教を擁護したことによって、三月前期ドイツ・カトリック運動史上にその名をとどめつづる (Vgl. K. Bachem, a. a. O., S. 261 f.)。
- (12) たとえば、細野武男「ドイツ中央党の性格と役割」、『立命館大学人文科学研究所紀要』、第六号、一九五九年三月、および二五ページ以下を参照。
- (13) A. Franz, a. a. O., S. 60. Vgl. auch R. Lange, a. a. O., S. 6.
- (14) K. Bachem, a. a. O., S. 273, 276.
- (15) R. Lange, a. a. O., S. 12.

一八三七年春のバーデン議會下院におけるブスの処女演説は、すでにバーデンにおいて兆候のみえはじめた工場労働者問題の特質とこれへの対策とを率直明快に論じたものであり、およそ宗教的色彩を欠いている。演説全体をたぬく基調は、工業化の趨勢とその利点を評価しながらも、過度の工業化を排して労働者の経済的自立化を志向する点にある。

処女演説におけるブスの現実認識は、バーデンが「工場制工業の躍進をまぢかに見込んでいる」<sup>(1)</sup>こと、すなわち、バーデンの「成長しつつある工業に、ドイツ関税同盟への加入が、一時的犠牲の代償として巨大な市場を開いた」こと、「そのすみやかな帰結として、国内のあらゆるところで工場が起こっている」<sup>(2)</sup>ことにある（引用文中の傍点は、原文ゲシュェルト。以下同じ）。このような現実に対するブスの基本的立場は、次のようである。すなわち、「わたくしは、諸国家のために農業への固執によって神聖な家父長制が保持されうると考えるような、感傷的な人々には属さない。必要の法則がそのような無邪気な夢想を破りあらわれ出る。しかしわたくしは同様に、目もくらむような工業と人工的に行なわれる商業とに近代の純粹な祝福をみい出して歓迎するような人々にも属さない」<sup>(3)</sup>。ブスがめざすものは、「工場経営の恵みをわが国の福祉のなかにとり入れ、これに対して、大製造工場に付随するのがつねである諸弊害の発生を、できるかぎり防止する」<sup>(4)</sup>ことであった。このような観点から、ブスはまず、「工場制工業の長所」を指摘し、次に、「工場制製造がその自然的限界をこえるとき」に生じる「深刻な欠陥」を列挙し、最後に、これに対する方策を論じている。

バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・プス

まず、プスによれば、「工場制工業の長所」は、以下の六点に要約される。すなわち、「(一)それは多量の諸価値を生み出し、それによって国民の福祉を高める。(二)それは時間、力および原料の節約により、またとりわけ、一見無価値の原料の利用によっても、諸商品の安価をひきおこし、拡大された販売により国民の安楽を、下層身分にいたるまで高める。(三)それは科学的経営により、機械の使用により、技能を高める分業により、その生産物をなにほどこかいつそう完全なものにする。(四)それは教養ある富んだ人々を営業経営身分に引き入れ、そのことによって、すべての営業職にいつそう高度な方向を与える。(五)それは経営と生業とを荒涼たる不毛の地方に引きよせる。(六)それは、たいていの国家の巨大な人口事情のもとで、営業それじたいによって、並びに原料生産と商業とに対する好都合の反作用によって、多数の人々に仕事を与える。」したがって、現在「ほとんどの文明国民をとらえている人口過剩傾向」のもとでは、「工場制工業に対する農業国民の反感」は一面的の弊に陥ったものである。しかもプスの展望によれば、バーデンは「豊富な木材や、いまやはじめてその重要性が認識された泥炭層」に恵まれ、「ラインの谷間にかかるシュヴァルツヴァルトの急斜面が豊かな水力を提供する」から、工場経営には「きわめて好都合」であり、「国内を縦横に走る鉄道網」と、「ローヌとラインとを結ぶフランスの運河に接続して、ライン渓谷のこちら側でマンハイムまでのびるライン運河」とがつくられるならば、バーデンは「測りしれぬほど重要な工業中心地」<sup>(c)</sup>となるであろう。

このような、現在「一つの世界的現象にまで高まった営業の急旋回」に対して、政府は、旧来の「偏狭なレッセ・フェール」によるのではなく、「国民経済 Volkswirtschaft」の均衡的發展のために配慮せねばならない。プスによれば、ヨーロッパの歴史は、中世はじめの農業社会から、「都市」、「営業」および「イヌンク」の

成立、「外国貿易」(「ハンザ同盟」および「十五世紀末の世界史的発見」)による国内市場の狭隘さの打破を経て、「母国の営業・商業のために巨大な販売と無限の原料貯蔵庫と」を保証した「植民地制度」および「外国貿易」による「臨海諸国の営業制度の満開」に帰結したのであって、この歴史は、「市場の無限性に営業経営の広大無辺を対応させる」ために、「科学の精神」をもって「自然を人間の支配下におく」過程であった。つまりそれは、「ヨーロッパ諸国民の経済経営のなかに農業、営業、商業が順次はいり込んでゆく有機的連続経過」<sup>(7)</sup>にはかならない。したがって各「国民経済」には農・工・商業の三部門が「同時並存」し、しかも「特定に段階づけられた」<sup>(8)</sup>「三部門の——引用者」割合」が存在する。各「国民経済」は、「時間と場所とによって条件づけられた内的法則にしたがって三経営部門全部を融合させる、経済活動の有機体」なのである。そのばあいブスにとっては、農業を主とし、工業と商業とがこれを「補完」するような国が「幸福と呼ばれるべきもの」<sup>(8)</sup>であり、バーデンはそのような国とみなされている。したがってブスが問題にするのは、工場制工業の発展そのものではなく、「国民経済」の存立をおびやかす、「一面的」で「過度の工場経営」であった。「経験は、監視なしにそのような際限のない工場制製造にはまりこんでしまった諸国を、無慈悲にこらしめている。機械破壊者と救貧税のイギリス、工場反乱のベルギー、リヨンの工場奴隷のフランスを一瞥するだけでよい」<sup>(9)</sup>と。

ブスが問題にした、「工場制製造がその自然的限界をこえるとき」に生じる「深刻な欠陥」は、「I、工場労働者にとつての欠陥、II、工場主にとつての欠陥、III、国家にとつての欠陥」に分けられる。まず第一のものは、工場労働者の「(一)経済的状态、(二)健康、(三)精神形成、(四)道德的並びに宗教的気分、(五)法的並びに政治的地位」の五項目について説明される。すなわち、(一)「機械制工場製造」は「経営の大規模化の結果」として当面は

「労働者の数と賃金を増大させる」が、「機械制の本性が時間と力との節約にある」かぎり、「しばらくたつうちに労働者の数と賃金との不可避的削減にいたらざるをえない。」しかも急速な「科学」の進歩が生み出す生産「方法の変化」に、労働者は「ついてゆくことができない」し、「ついてゆくとうしない」。「そのばあい工場主は新しい労働者を雇うが、かれらには、単純化された方法がたいていヨリわずかな訓練しか必要としないぶんだけ、ヨリ少い賃金しか与えない。以前の労働者は失業する。しかし労働者のこの失業は、労働者を節約する方法の導入の不可避的な結果であり、周期的に、つまり、そのような方法の導入から、これによってひきおこされる販売の増大までの中間期に、生じるものである。労働者の全くの困窮を伴うこの過渡期は、その継続期間が不定で、しばしば長期にわたる。それは、増大した販売がのちの救助をもたらすより前に、労働者を破滅させる。」さらに、労働者の経済的地位は、「かれが自分の雇主の運命とつなぎあわされていることによつても不安定になる。」しかもたとえ雇主が偶然成功したとしても、「労働者は雇主の収益には全然あづからない。」「というのも」かれの賃金は、労働の需要と供給との関係に依存している、「からである」。(一)工場労働者は「日に十四—十六時間の労働」が課せられ、「出来高払い労働の導入」はこれをさらに悪化させている。機械労働は「負傷」と「緊張」とを伴い、他方で労働の「簡易化」は児童労働を生み出す。さらに劣悪な住宅事情が加わる。それらの帰結は「労働者の虚弱と奇形」であつて、これは、「たとえば紡績工場、織布工場など、わが祖国ではまさに全くよくおめにかかるものとなつてゐる工場制製造分野では、紛れもないものとなつてゐる。」(二)「放置された若年奴隷」たる工場労働児童は、就学機会の不足によつて「人間性さえもがくじかれてゐる。」(三)工場労働者は「父親、母親、こどもが工場で分散してゐる」ために、「家族生活の慰めを知らない。」「将来への絶望」は「節儉を窒息さ

せ」、「公的救貧金庫への零落は名誉感を鈍らせ」、大工場都市はあらゆる「墮落」のるつぼと化している。(五)工場制度は「中世の隷農制」より劣悪な「新様式の隷属」、「機械の隷民」を生み出した。「かれらは政治的諸権利も行使しえず」、「貧民としてのみ国家の慈善行為を感知するにすぎない」。(10)

第二に、工場制度が工場主にもたらす不利益は、(一)労働者の不熟練・怠惰、(二)労働者の犯罪、とくに工場主の財産の破壊、したがって(三)企業活動じたいの不安定さ、の三点である。(11)

第三に、国家にとっての弊害は、(一)「国家の自然的基盤」たる農業および「土地所有」の動揺、(二)「貨幣富裕、寡頭政、Oligarchie des Geldreichthums」の分出、(三)「国家社会の諸身分の關係の弛緩」、とりわけ「中間階級 Mittelklasse」の活力を形成している手工業者身分」の没落の危機、(四)工場経営の浮沈と投機とによる、国民特性の「輕薄」化、(五)「奢侈」および「道徳的退廢」の助長、(六)「人口過剩傾向」および「工場労働者数の増大」による「真の大衆的貧困、Massenarmut」、いわゆる「パウペリスムス、Pauperismus」の發生、「工場プロレタリア Fabrikproletarier」の「大群の創出」と、かれらが「政治的諸派閥」による「革命の風潮」に利用される危険、以上である。(12) これら六点のうち、とくに(一)、(二)、(三)はブスの根本社会理念にかかわるものであるから、のちにややくわしくとりあげよう。

さて、ブスのみるところでは、バーデンではこのような事態は「幸いにも未知の姿」であるが、すでに「個々の弊害はあらわれてきている」。(13) それゆえ「国家権力はさし迫った弊害を予防して、その揺籃時代から監視し抑制しなければならぬ」。(14) とところで従来提案されてきた諸方策——「全般的な營業の自由の導入」、過剩労働者の「内地農業植民」、同じく「国外移住」、独立自營製品の「相互交換制度」、「全私有財産をあわせた国民基金」(15)

バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・ブス

「nationalfonds の設立」、さらに「独立手工業者によるかつての営業経営制度への回帰」——これらすべては、「全く実際の内容をもたない」ものである。<sup>(14)</sup>これに対して、ブスが提案した、「工場経営による社会的疾患」の予防策は、それを抽出・整理すれば、次のような重層的構成をもつものであつた。<sup>(15)</sup>

### I、「消極的」予防策

「国家が、諸特権の付与、保護関税などによる工場制工業のあらゆる積極的奨励を、避けること」——「国家のいかなる干渉も、営業制度の自然的發展を妨げるおそれがあるばかりである。」

### II、「積極的」予防策

(一)「間接的」方法——「工場制工業に対して平衡を保ちうるような全經濟經營をひきあげること」

A 「農業の助成」——「合理的經營」をめざす「包括的農業法、Ackerbaugesetz」の公布。

B 「独立手工業者身分のできるかぎり、の保持」——「精製されたイヌンク制度」の確立をめざす「営業、Gewerbeordnung」の公布。

C 「商業助成」——「商業行政条例、Handelspolizeiordnung」の公布。

### (二)「直接的」方法

A 工場労働者のための方策

一 「主たる弊害」をなす「経済的狀態」への対策——「残念ながら、まさにこの弊害に対しては根本的救助は不可能である。<sup>(16)</sup>イギリスにおける労働者の利潤参加案は、さまざまの困難をふくみ、とくにバーデンでは「全く問題」になりえない。というのは、ようやく発生しはじめたわれわれの工場工業



は、それによって確実に幼芽のまま窒息させられてしまふからである。<sup>(17)</sup>「工場労働者に将来の独立自営業創設への見込みを開くために」バーデンで採用すべき手段として、(1)労働者の「技術的訓練」機會の保障——「国民学校・実業学校」の整備、(2)労働者の「資金調達」の助成——「とくに貯蓄金庫」、労働者の一時的事故のための「救済金庫」、(労働者は三分の二、工場主は三分の一を出資)、さらに工場主による、労働者住宅の賃貸・消費財販売店経営・貨弊以外での支払い等の禁止、解雇三カ月前の工場主による通告義務、労働者の結婚許可取得の困難化。

二 「健康」への対策——児童労働の年令・時間制限（冬期六時間以内、夏期八時間以内、夜間労働の一律禁止、成人労働時間制限（十四時間以内）、衛生当局による工場建物の保健検査、等。

三 「精神形成」への対策——児童の午前就学義務化、成人労働者の就学機會の保障、労働者教育団体設立助成。

四 「道徳的・宗教的」対策——託児所設立、工場内での児童・成人の分離並びに男・女の分離、日曜休日制の遵守。

五 「法的・政治的地位」の改善は、「経済的状态」の改善に依存する。

B 工場主のための方策——退職三カ月前の労働者による通告義務、態度不良労働者の解雇権の承認、転職労働者対策、等。

C 以上によって、国家にとつても弊害が除去される。

その他、(1)「外国人工場労働者」の「国籍証明」取得義務化および取得助成、(2)内務省内特別部局によるバーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・プス

バーデン初期自由主義とフランチン・ヨーゼフ・プス

国内工場制製造の監督、(3)以上の「直接的」方策を全体として規定する「工場行政条例、Fabrikpolizeior-  
nung」の公布。

- (1) Erste Rede von Buß, S. 2.
- (2) Ebenda, S. 4.
- (3) Ebenda, S. 5.
- (4) Ebenda, S. 20.
- (5) Ebenda, S. 5f.
- (6) Ebenda, S. 4f.
- (7) Ebenda, S. 2f.
- (8) Ebenda, S. 3f.
- (9) Ebenda, S. 5.
- (10) Ebenda, S. 6—12.
- (11) Ebenda, S. 12.
- (12) Ebenda, S. 12—17.
- (13) Ebenda, S. 17f.
- (14) Ebenda, S. 18f.
- (15) Ebenda, S. 20—30.
- (16) Ebenda, S. 23.

## 四

以上の構成と概要とをもつプスの処女演説は、確かに、「工業化およびそこから生じた賃労働者の窮状を論じた、ドイツの議会における最初の演説<sup>(1)</sup>」との評価にあたいし、プスをして、「労働者保護の最初の議会代弁者<sup>(2)</sup>」(バーベル)たらしめたといえるであろう。ドイツ最初の社会政策立法として著名な一八三九年のプロイセン工場法 („Regulativ über die Beschäftigung jugendlicher Arbeiter in Fabriken“) は、その名称が示すとおり、もつぱら工場児童労働に関する規定であり、その前史は一八一七年の宰相ハルデンベルク (K. A. v. Hardenberg) の州長官宛ての回状にまでさかのぼるが、プロイセン政府による「上から」の工場児童保護論を脱して議会討論による「下から」の展開がはじめて生じたのは、一八三七年五月二一日に召集された第五回ライン州議会を舞台として、ライン州長官ボードルシュヴィンク (E. v. Bodelschwingh-Velmede) の提唱と州議会議員シュハルト (J. Schuchard) の発議 (同年六月一七日) とにより七月六日に行なわれた児童保護をめぐる討議である。その後の諸審議の結果、一八三九年三月九日に国王に提出され、同年四月六日の閣令により、プロイセン全土に発効した児童保護規定は、十六才未満の年少工場労働者を主たる対象として、教育政策的・軍事政策的色彩を強く帯び、しかも工場監督官制度を欠いたものであった。<sup>(3)</sup> 一八三三年のイギリス工場法から間もない、プロイセン専制政府による、この早熟的児童保護規定に対して、プスの右の社会政策的提案は、たとえ議会における一議員の演説であつたにすぎないとしても、それはライン州議会討議に二カ月余り先行し、また後述のように、それはその後ただち

バーデン初期自由主義とフランチ・ヨーゼフ・プス

にバーデンにおいて労働者保護立法に結実したわけではなかったとしても、ブスの演説はなによりもその内容の包括性と、時代認識の明快さにおいて、上述のような評価に耐えうるものであろう。

しかしなおそのうえで、工場労働者問題に対するブスの上記のような個々の政策的諸提案したいよりも、処女演説におけるブスの基本的な社会理念を、確認しておく必要がある。表明された諸提案そのものは社会政策思想の歴史のなかで、表明者の意図からは独立してその先駆性を評価されうるけれども、そうしたからといって、これを真に理解し評価したことにはなるまい。通常理解されているバーデンの、そしてドイツの「カトリック社会運動」史上のブスは、この演説を経たあとのかれであり、一八三七年のブスはバーデン初期自由主義とふれあうことによって、直接には工場労働者問題をとり扱いつつながらその実むしる農民・独立手工業者の社会の維持を論じていた、と思われる。

処女演説におけるブスの基本的社会理念は、「過渡の工場経営」が「国家」に対しておよぼす諸弊害の認識内容と、「積極的」予防策のなかの「間接的」方法とに、示されている。既述のようにブスにとっては、農業を主とし製造業と商業とを従とする国家社会が「幸福と呼ばれるべきもの」であって、「過度の工場制製造」は、一方で「国家の自然的基盤」たる農業をおびやかし、他方で近代ブルジョアジーすなわち「貨幣、富裕の寡頭政」を生み出すことによって、「国家社会の諸身分の關係の弛緩」を招くことが、問題なのである。「大衆的貧困」と「工場プロレタリアの大群」との発生は、むしろその身分關係の「弛緩」の裏返しにあらわれにすぎない。ブスによれば、「土地所有は、われわれの国家生活の最高の諸制度・諸表出の物的基礎であり、主権の独立の基礎であり、……政治的諸権利の享受への参加の尺度であり、……財産立法の強固な土台であり、……多くの市民的諸権

利 *bürgerliche Rechte* の最後の支柱である……<sup>(4)</sup>」しかし「工場工業の収益は優先的に企業家と資本家とにのみ流れてゆくから、過度の工場制製造は貨幣富裕の寡頭政を生む。」これは他の諸階級の「独立性を吸収」し、ひとつの「政治勢力」となって国家権力をおびやかすであろう。その帰結は、「国家社会の諸身分の、関係の弛緩<sup>(5)</sup>」である。「近代はこの諸身分の自己完結性をますます破壊してきた。しかし健全な自然のなかには、まだひとつの有機的限界が存した。これは、とくに中間階級の活力を形成している手工業者身分によって、保持されていた。周知のように、イヌンクの豊かな網状組織をもつこの手工業者身分は、かつて中世においてはドイツ国民の力であった。都市といなかとのきわだった相違がますます緩和され、いなかも自己の営業をもつようになったことによって、この身分の重要性は、それ自身の内的な弱体化にもかかわらず、その蔓延によって高められた。手工業者身分は、他の諸身分およびそれらの相争う利害のあいだの平衡の契機を形成した。」しかし現在の状況はどうか。「この手工業者身分は、すべての自然的相違を取り払いすべての有機的堅固さを動揺させる平等への志向が支配的であるような時代には、これを保持することは二重に重要であるにもかかわらず、たいしては工場制製造によっておびやかされている。」「もちろん多くの営業は、工場制で営まれているわけでは決してない。同様に、相当数の手工業は、とくに手工業者が高度の営業的素養を獲得するならば、今後も小経営で繁栄してゆくであろう。」しかし「全体としては」、「孤立した手工業者は工場主の強力な競争に耐えることはほとんどできないから、工場制度は……工場制的処理が可能な営業の大部分を吸収するであろう。」「資本、営業素養、販売機会」等の点で工場主に劣る手工業者身分は、結局、「当該工場製品の修理」か、その「小売り」かに甘んじざるをえず、さらに「自分の家で工場主のために働く賃親方 *Lohnmeister*」か、「工場内手工労働者」かに「零落」

バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・プス

することになる<sup>(6)</sup>。

したがって、ブスの当面の主たる要求は、「過度の工場制製造」のもたらす弊害を未然に防止するための包括的な「工場行政条例」の制定にあつたけれども、同時に、「工場制工業」の「対重」のひきあげ、すなわち、とくに「農業の助成」と「独立手工業者身分のできるかぎりの保持」とをそれぞれめざす、「包括的農業法」と「営業条例」とが、別途必要とされたのである。この「農業法」は、「土地の生産性の向上、作付け可能地域の開墾、かんがい、排水、国内大都市および外国の国境都市の近郊耕作の園芸経営」を促進し、さらに天災・疫病に対する「農業保険制度」、「農業信用制度」、「模範農場と結びついた農業教育機関」、中央・地方の「農業協会」および農業「改良団体」等の設置並びに「畜産の改良」を助成・促進して、農業の「合理的経営」をめざすべきものである<sup>(7)</sup>。

他方、「営業条例」の基本理念は、「無制限の営業の自由」ではなく、「精製されたイヌンク制度」にしなければならぬ。「単に経済的な見地からは、営業の自由の導入は明確に支持されねばならない」し、「われわれの時代の全方向はその導入に傾いている。」にもかかわらず、「まことに、営業の自由の徹底的な擁護者でさえ、たいていそれにさらされている手工業の過重負担を防ぐために、ツンプト制度の諸制限を徐々に取り除いてゆくことを望んでいるにすぎない。」かれらは「厳格な営業資格試験を要求している」し、「徒弟と職人のための手工業学校」や、「より高度な営業上の教養をひろめるための自由な営業団体」の設立を要求している。現に、「営業の自由を導入した諸国家は、バイエルンのようにごく最近それを再びとりやめたり、あるいはプロイセンのようにそれを制限したりしている。」したがって「営業条例は、自由と強制とのあいだの有機的調停を行なうべきも

の」であり、「イヌンクの諸制限は、より自由な組織にしたがって存続しなければならない。しかし他方で、營業条例は、ある營業が外延的または内包的にまだもつと多くの仲間仕事を与えうるにもかかわらずそれへの新しい仲間の受容を拒否するような、ツンプトの排他性を保護するものであつては決してならない。とりわけ類似の營業は、より大きい拡大されたイヌンクに集合すべきであり、その内部では、ある營業から他の營業への移動が許されるべきである。」ところで「手工業者身分」が「工場主に対して独立を確保しうる手段」は、「技術的訓練」と「資本の所有」とであるから、「營業条例」もこの点を配慮し、前者については、「親方は徒弟が実業学校に通うのを妨げてはならないこと」、一定の「修業期間」終了後は徒弟は「その地のイヌンクで厳格な試験に合格する必要がある」こと、ただし「所轄のイヌンクの側から圧力がかかればあいに、かれはそれを外部のイヌンクで済ませてよい」こと、などの規定をふくみ、後者については、「政府は、新しい機械その他の経営手段の共同の買付けおよび利用のための組合に手工業者が集合するのを助成すべきである」ことを、明記すべきである。「最後に政府は、次のような工場経営様式を助成すべきである。すなわち、自分の住居で働いている多くの個々の親方の労働——かれらに企業家から原料と機械とが分与され、巡回監督者によって監視される——が、第三者、つまり別の企業家または団体の引き受けによつてはじめてその統一を得るような経営様式である。このような、工場制経営と手工業経営との中間に位置する工業様式は、わがシュヴァルツヴァルトでは時計製造業、わら編み業、綿紡績業の分野で存在するように、また、スイスでは非常にしばしばみられるように、経営をみずからなえさせることなしに、相当数を上述のような工場制度の諸欠陥とはほとんど無関係にしておくに役立つ。」<sup>(8)</sup>

以上のように、プスは農業と手工業との保全をめざしている。しかしそれは、農業における「合理的経営」論や「ツンプトの排他性」批判やにみられるように、決して守旧的なものではない。プスにとってはとくに「手工業者身分」は、「中間階級の活力」の源泉として最も重視され、それゆえにこそ「無制限の営業の自由」ではなく、「精製されたイヌンク制度」によって手工業の「独立」の確保がめざされ、そのための「技術的訓練」団体や一種の協同組合の形成が展望されている。そしてまた、すでにみたように、工場労働者問題の中心をなすかれらの「経済的状态」の改革についても、その「根本的救助は不可能」であったから、もっぱら「技術的訓練」と「資金調達」との助成によって「工場労働者に将来の独立自営業創設への見込みを開く」ことが、提唱されていた。しかし「貨幣富裕」つまり「工場制工業」の支配傾向に抗して「手工業者身分」の保全と工場労働者の経済的自立化とを主張しながら、プスは同時に、「工場制工業の長所」を認め、工業化の趨勢を是認して、「ようやく発生しはじめたわれわれの工場工業」が「幼芽のまま窒息させられる」ことを恐れなければならなかった。上記の一種の間屋制形態のような、「工場制経営と手工業経営との中間に位置する工業様式」の提案は、このようなプスにおける根本矛盾のひとつのあらわれとみることができようであろう。

一方で工業化動向とその利点とを評価しながら、他方ではいっそう基底的には農業およびとりわけ独立手工業層を「中間階級の活力」として保護・育成しようとする、プスのこの矛盾ないし両面指向性は、何に由来するのであろうか。十九世紀前半バーデンにおける「工業化」を論じたフィッシャーは、プスの処女演説に關説し、その社会理念を「最高に保守的な期待社会像」とみなし、プスを「断固たる保守主義者」と規定しているけれども、少くともこの時点のプスについてそのような規定が正しくあてはまるであろうか。



- (1) [Anonyme] Einführung zu: Texte zur katholischen Soziallehre, II: Dokumente zur Geschichte des Verhältnisses von Kirche und Arbeiterschaft am Beispiel der KAB, bearbeitet von W. Klein, H. Ludwig, K.-J. Rivinius, hrsg. vom Bundesverband der Katholischen Arbeitnehmer-Bewegung (KAB) Deutschlands, Kevelaer 1976, S. 7.
- (2) A. Bebel, Geleitwort zu: Erste Rede von Buß, S. 41.
- (3) 一八三九年のフロイセン工場法について、次を参照。大陽寺順一「フロイセン初期工場法成立史論」、『社会政策の基本問題——井藤半弥博士退官記念論文集——』、千倉書房、一九六〇年、並びに、川本和良「三月前期のフロイセンにおける『社会問題』と社会政策および中間層政策の展開」、『立命館経済学』、第二六巻第五号、一九七七年一月、以降(未完)、『とく』第二八巻第二号、第二九巻第二号、同第四号。Vgl. auch z. B. A. Gladen, Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland, Eine Analyse ihrer Bedingungen, Formen, Zielsetzungen und Auswirkungen, Wiesbaden 1974, S. 12ff.; Kinderarbeit und Kinderschutz in Deutschland 1783-1976, Quellen und Anmerkungen, hrsg. von S. Quandt, Paderborn 1978, S. 22ff., 45f.
- (4) Erste Rede von Buß, S. 13.
- (5) Ebenda, S. 14.
- (6) Ebenda, S. 13-15.
- (7) Ebenda, S. 20f.
- (8) Ebenda, S. 21-23.
- (9) W. Fischer I, S. 384.
- (10) Ebenda, S. 385.

## 五

十九世紀ドイツの「社会科学 Socialwissenschaft」および社会政策思想を回顧したE・パンコケにしたがえば、「いわゆるドイツ・マンチェスター派の自由主義弁明論は、政治的初期自由主義と無条件に同一視されてはならないであろう。したがって「十九」世紀半ばごろに強まりはじめる自由貿易と営業の自由とのための扇動は、三月前期の市民運動 *bürgerliche Bewegung* の政治思想に結びついたのではなく、新たに輸入された、調和論者F・バステリア Bastiat の古典学派の亜流に結びついたものであることに、注意すべきである。<sup>(1)</sup>つまり三月前期の「ドイツ初期自由主義」は、身分制的封建社会からの個人の解放を志向したが、純然たる経済的自由主義を主張したのではなかった。このことは、次の二つの方向に作用する。すなわち、一面ではこの初期自由主義は、「社会保守主義的な産業主義批判」を展開するかぎり、「三月前期の社会ユートピア的思弁」<sup>(2)</sup>たらざるをえなくなるが、他面で、身分制解体による「社会政策の真空状態」<sup>(3)</sup>の発生は、国家の政策的介入を予定させ、初期自由主義者、とりわけロバート・フォン・モール (Robert von Mohl, 1799—1875) をして「自由主義的社会政策」<sup>(4)</sup>論を生誕せしめる。

では、この「社会保守主義的な産業主義批判」と「自由主義的社会政策」との二つの可能性を秘めていた三月前期自由主義の、社会実体的基盤はなにか。R・シュターデルマンはその三月革命研究において、十九世紀前半ドイツの「産業構造に本質的変化はなかった」こと、「営業階層の社会的構造も基本的には手工業者的なままであった」こと、「政治的には完全に改革派の側にたちながら、しかも経済的自由主義には総力をあげて戦いを挑

「む営業階層」が支配的であり、「一八四八年を体験した世代は、その思考と目標において徹頭徹尾社会保守的であり、いかえれば小市民的である」こと、これらを強調している。「圧倒的多数の人が驚くべき確かな本能をもって営業の自由という新しい原則に反抗したということ——このことは十九世紀前半の社会体の健全さを示すひとつの驚異的な証拠なのである」<sup>(5)</sup>と。

また最近、十九世紀西南ドイツにおける自由主義と手工業との関連を論じたH・ゼダティスは、十九世紀ドイツ自由主義に関するこれまでの内外の諸研究を網羅的に概観し、ドイツ自由主義を三月革命の前とあと(vormärz u. nachmärz)に二分してとらえる有力な視点に導かれて、三月前期自由主義の社会的基盤と社会経済的理念とをさぐっている。ゼダティスが従来の研究文献をして語らしめ自分のものともしている見方によれば、三月前期の初期自由主義は、伝統社会から近代社会への過渡期に位置し、雑多な社会諸階層によって担われたが、その中心的社会基盤は手工業者層にあり、過渡期における「小市民性」と「社会保守主義」とを体現していた。初期自由主義の经济社会理念は、「一直線に近代の市民的・資本主義的産業社会に帰着しているのでは決してない。」近代産業ブルジョアジーの理念を担ったのは「少数派」にとどまり、「多数派」は「近代」と「伝統」との「両極の中間の道を模索」することによって、「社会経済的両面指向性」<sup>(6)</sup>を示している。三月革命後の、とくに六〇年代以降の自由主義が、工業化と資本主義化とにもなつて、結局ブルジョア階級イデオロギーとなつたのに対して、三月前期自由主義は、典型的にはロテックとヴェルッカーのように<sup>(7)</sup>、また、モールとラウ(K.H. Rau, 1792—1870)のばあいには資本主義化の必然性を認めることによって自己矛盾をおかしながら、「自由な個人の集合」としての、「全社会的 gesamtgesellschaftlich」・「無階級的 klassenlos」・「中間身分的 mittelständisch」な「市

民社会 Bürgergesellschaft」モデル、すなわち「単純市場社会 einfache Marktgemeinschaft モデル」を構想しており、そのモデルの実質的担手が「中間身分」としての手工業者ないし小経営であったかぎり、手工業と初期自由主義とのあいだには「親和的なものないし縫合部」が存在したわけである。一八四八年までに手工業と自由主義とが分裂しうるとすれば、それは「自由派が無制限に営業の自由に賛成するばあいだけである」<sup>(9)</sup>。

以上のように三月前期自由主義が理念においても現実の社会基盤においても「中間身分」としての手工業者を支柱とし、「営業の自由」に対して敵対するかまたは消極的であることよって「小市民性」と「社会保守主義」とを包蔵していたとすれば、既述のブスの処女演説における「手工業者身分」保全論、イヌンク制度の期望的再編論、および工場労働者の経済的自立化論は、フィッシャーのいうような「断固たる保守主義者」の主張とより、むしろ基本的にドイツ初期自由主義に内在する方向を示すものと思われる。しかもとくにバーデンでは、ロテック、ヴェルツカー、ミッターマイアーらの初期自由主義者たちは、経済政策官僚ネベニウス (K. F. Nebenius) とともに、ツンフト制度の廃止に<sup>(10)</sup>反対し、「営業の自由」の導入はようやく一八六二年のことであったが、実際には、それまでに農村工業の発展の容認と追認により、すでにツンフト制度の漸進的改革ないし形骸化が同時にはかられていたから、ツンフトを擁護しながらその近代的再編成を志向するブスの見地は、バーデン初期自由主義者の「営業の自由」反対論に近いであろう。また、固有の農地制度論を欠いていることはブスの「農業法」構想を皮相なものにしているようにみえるが、一八三一年のゲマインデ法がゲマインデの<sup>(11)</sup>共同体的基礎を温存することよってかえって農地の細分化と小農的農業合理化とを帰結していた事情を想起すれば、ブスの「合理的経営」化志向は、むしろプロイセン流の「上から」の一挙的な共同地分割を排したバーデンにおける

小農自身の小生産者の農業改革の進行によく添うものであったと思われる。

しかしいっそうみおとせないことは、ブスの処女演説が、その二年前、つまり一八三五年にラウ編集の『政治経済学・行政学雑誌』“Archiv der politischen Oekonomie und Polizeiwissenschaft”第二巻に掲載されたロバート・フォン・モールの論説「労働者自身、並びに全市民社会の福祉と安全に対して、工場制工業経営によって生じる不利益について、および、根本的予防策の必要性について」<sup>(14)</sup>に、形式・内容ともに強く依存していることが、多くのブス研究者も指摘しているように明瞭に認められる点である。モールは、一八二七年以降テュービンゲン大学の、一八四七年からはハイデルベルク大学の国家法教授として、ロテック、ヴェルッカーとともに西南ドイツ初期自由主義を担ったひとりであって、かれは一方で、後二者よりもいっそう「資本主義的工業の経済的不可避性」を認めることによって、他方での「自由で平等な市民社会の社会構造政策的要請」<sup>(15)</sup>とのあいだで激しい自己分裂を体験せざるをえなかったようにみえる。モールは、とくに営業の自由とツンプト制度の問題について、十九世紀前半をつうじて賛成と反対とのあいだを揺れ動くが、問題の右の一八三五年の論説では、まず冒頭に「工場制経営」の「巨大な諸長所」を列挙したうえで、工場労働者のこうむる多面的諸弊害を指摘し、これに対する従来提案されてきた諸方策を個別に批判し、結局、工場労働者に「教養」と「資本」とを取得させることによつて、「自分の勘定で経営する、仕事を手に入れる、可能性が労働者に開かれること」<sup>(17)</sup>を展望している。つまりモールにとつても、工業化の問題点は、たんに工場労働者の貧困化と「大衆的窮乏、Massen-Dürftigkeit」<sup>(18)</sup>にあっただけではなく、いっそう基本的には、「自分の勘定で働き、名誉ある生計と財産とを得ている手工業者、すなわち市民身分 Bürgerstand の活力、の教と福祉とが、非常に減退している」<sup>(19)</sup>ことに存したのであって、「工

バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・プス

場工業と営業の自由とは、効果と原因として、相互に最も密接に結びあわさっている」のであるから、「営業の自由の完全かつ無制限の実現」を志向することは「まさに弊害の根源そのものに救済策を求め<sup>(20)</sup>る」に等しいことになるのである。

こうしてすでに明らかかなように、一八三七年の処女演説におけるプスの基本的社会理念の方向は、とくにモールのそれに重なりあいながら、西南ドイツ初期自由主義の広い潮流の一翼を担ったと、いちおう考えられる<sup>(21)</sup>。しかもモールが、右の論説末尾で、イギリス、フランス、ドイツにおいて一八三〇年以降に出版された労働者問題ないし社会問題関係文献約三〇点に、個別に短評を加えたさいに、フランツ・フォン・バーダーの著名な一八三五年の「プロレテール」論をもとりあげ、次のような冷淡なコメントを付してバーダーの保守性を一蹴していることは、モールの自由主義的見地への自負を物語るものとしても、興味深い。すなわち、——「社会に対するプロレタリア Proletarier の立場に関する短い、才気あふれた、真の箴言。改善の方策は、かれらの法的親睦、並びに聖職者によるかれらの諸権利の代弁にのみ出されている。実行の細目はすべて無視されている。とりわけ、工場労働者がとくに問題にされているわけではない。各個人の物質的充足ではなくて大衆の組織化（これも目的としてではなく手段としてしかみなされていない）が順調に達成されうるかどうか、まことにそれは疑わしいどころではない。むしろ、いったん与えられた刺激が市民社会 Bürgerliche Gesellschaft と工業とを一樣にだめにしてしまうことのほうが、懸念される。」（引用文中のカッコは原文のまま）<sup>(23)</sup>

(一) E. Pankoke, Sociale Bewegung - Sociale Frage - Sociale Politik, Grundfragen der deutschen „Social-wissenschaft“ im 19. Jahrhundert, Stuttgart 1970, S. 175.

- (2) Ebenda, S. 56.
- (3) Ebenda, S. 183.
- (4) Ebenda, S. 187; vgl. auch S. 184ff.
- (5) R. Stadelmann, *Soziale und politische Geschichte der Revolution von 1848*, München 1948, (Buch und Taschenbuch) 1973, S. 32f. 大内宏一訳『一八四八年ドイツ革命史』創文社、一九七八年、一七一一九ページ。
- (6) H. Sedatis, a. a. O., S. 27.
- (7) Ebenda, S. 37ff.
- (8) Ebenda, S. 50ff.
- (9) Ebenda, S. 34.
- (10) Vgl. auch W. Fischer II, S. 158ff.
- (11) Vgl. W. Fischer I, S. 75.
- (12) 前掲藤田論文『『市民社会』』「大ヤーン・シムラー」を参照。
- (13) 同右、大三ペーシムラー、第56頁前出第二表を参照。
- (14) R. Mohl, Ueber die Nachteile, welche sowohl den Arbeitern selbst, als dem Wohlstand und der Sicherheit der gesamten bürgerlichen Gesellschaft von dem fabrikmäßigen Betriebe der Industrie zugehen, und über die Nothwendigkeit gründlicher Verbeugungsmittel, in: *Archiv der politischen Oekonomie und Polizeiwissenschaft*, hrsg. von K. H. Rau, 2. Bd., Heidelberg 1835, Unveränderter Neudruck, Vaduz 1979, S. 141—203.
- (15) H. Sedatis, a. a. O., S. 50.

バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・プス

- (17) Vgl. ebenda, S. 51ff.
- (17) R. Mohl, a. a. O., S. 181.
- (18) Ebenda, S. 153.
- (19) Ebenda, S. 142f.
- (20) Ebenda, S. 160.
- (21) ただし、モールはその後晩年にいたるまで、„Polizeiwissenschaft“における社会政策論の方法論的基礎づけに突き進むから、モールについては、十分の準備のうえであらためて論じなおされるべきである。なお、右の一八三五  
年論説におけるモールと処女演説のプスとのちがいのひとつは、前者が、工場労働者への利潤分配制の導入による  
「工場主と労働者とのあいだの友好関係の確立」(R. Mohl, a. a. O., S. 174ff.)をも展望しているのに対して、プ  
スは既述のようにこれを問題にしない点にある。
- (22) これについては、拙稿「バーダーの〈プロレタール〉観——„Einbürgerung der Proletars“をめぐる一——」、  
『成城大学経済研究』、第七二号、一九八〇年一〇月、を参照。
- (23) R. Mohl, a. a. O., S. 190.

## 六

プスの処女演説は、バーデン大公に「工場行政条例の草案」を提出するというプスの動議を根拠づけるために  
行なわれたものであったが、その動議が付託された下院の一委員会は、演説後三カ月近くを経た七月一九日に報  
告書を作成した。それは、プスの演説の個々の論点にいちおうの賛意を示しながら、児童・成人工場労働時間の



規定などの「工場主に義務づけられる強制は、かれの私権に介入するものであり、工業の繁栄にとって不可欠の自由の妨害をまねくであろう」<sup>(1)</sup>から、「ここで立法があたかも後見人のようにふるまって干渉することは適当でない」<sup>(2)</sup>として、工場立法の必要性を認めなかった。また報告書は、「市民社会の最も確実かつ尊重すべき支柱」たる農業の助成については、これを「農業協会」および「保護者たる君主」の配慮に委ね、さらに「手工業者身分」の問題については、実業学校の建設を除けば、「われわれの状況のもとでは包括的な法案づくりの理由はなら存在しない」<sup>(3)</sup>と論じた。このように全体として自由主義的ないし現状肯定的見地にたった消極的な委員会報告は、結局ブスの動議への配慮を政府に求めるにとどまった。この報告は七月二十九日に下院で審議されたが、これをタナ上げにする動議が出され、この動議が三〇票対二〇票で通過してしまった。そのさいロテックは、ブスの動議を政府に対する下院の請願にするよう尽力したが、失敗した<sup>(4)</sup>。

その後のブスについて語るには、別途本格的準備を必要とするが、翌一八三八年の臨時議会で大規模な鉄道網建設を主張して孤立したブスは、一八四〇年に行ったん議員を辞職し、それ以降はカトリック教会の自由がかれの主要関心事となった。したがって、バーデン内務省が一八四〇年三月四日に布告した工場労働児童保護規定(„Verordnung über den Schulericht der in den Fabriken beschäftigten Kinder“)の形成に対するブスの貢献度も、定かでなく、工場児童の就学諸条項にほとんど局限されたその規定内容は、ブスの包括的国家社会政策構想からは遠くへだたり、むしろこの前年のプロイセン児童保護規定の内容に近似的なものであった<sup>(5)</sup>。もっとも、一八四六年議會で、ブスは工業製品のための保護関税に賛成するとともに、再び工場労働者保護立法を主張したが、同時にすでに宗教と教会とのカリタス救護活動をも要求していたのである<sup>(6)</sup>。この最後のものは、一八四八年の第

バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・ブス

一回ドイツ・カトリック会議をつうじて、テクレンブルクの司祭ケッテラー (W. E. v. Ketteler, 1811—1877, 一八五〇年以降マイニンツ司教) に委ねられることになるが、いずれにしても、ブスは一八三七年の処女演説における「思想態度の明晰さと視野の広さ」とは、その後はもはや決して到達しえず、ますます戦闘的な教皇至上権論者となり、カトリック利害がすべてに優越してかれの政治的見解をしばしば混乱させた<sup>(7)</sup>とみられる。

こうしてブスは、本来、三月前期バーデンにおける本格的工業化の発端と小生産者の「市民社会」論の動搖期とにタイムリーに位置をしめ、農・工両面で祖国の実情によく添いながら、「中間階級」の保全を基本理念として、バーデン初期自由主義のなから国家社会政策の分出を模索したのであったが、その方向を方法的に確定しえぬまま、ほとんどすぐにその模索の芽をみずからつま取ってしまったようにみえる。ドイツ・カトリック固有の社会政策思想は、一八六〇年代末にケッテラーによって展開されることになるが、ケッテラーにおける労働者の「団結」の擁護と労働者保護立法の主張は、西南ドイツ初期自由主義の「市民社会」理念とは異質の、カトリック・ゲルマン的職分共同体社会論にもとづくものであり、その社会政策論の形成にいたるには、いったんカトリック所有権論を支柱とするカリタス救護論 (政策主体としての国家把握の未達成) を經由しなければならなかった。<sup>(8)</sup>したがって、ブスの処女演説における国家社会政策構想は、それが西南ドイツ初期自由主義の産物であつたかぎり、ケッテラーに直接つながりうるものではなく、むしろブスがドイツ・カトリック世界へと轉身したとき、逆にブス自身から乖離せざるをえなくなつたと思われる。ドイツ・カトリック社会運動史研究史上でのブスへの高評価とは別に、晩年の孤独と心身の虚脱とは、プロイセンの覇権の成立のもとでの、かつての若きブスにおける西南ドイツ初期自由主義の挫折と自己分裂とを物語っているのではあるまいか。

- (1) Die Ansicht der Kommission der II. Kammer über die Motion des Abgeordneten Baß, in: Erste Rede von Baß, S. 36.
- (2) Ebenda, S. 33.
- (3) Ebenda.
- (4) Vgl. A. Geck, Vorwort, a. a. O., S. VII f.; K. Bachem, a. a. O., S. 273 ff.
- (5) Vgl. Kinderarbeit und Kinderschutz in Deutschland 1783-1976, a. a. O., S. 50f.; W. Fischer I, S. 349f.
- (6) Vgl. K. Bachem, a. a. O., S. 278; A. Franz, a. a. O., S. 60.
- (7) W. Fischer I, S. 383.
- (8) 拙稿「ラッサールとケッテラー——十九世紀ドイツ・カトリック社会経済思想史の一側面——」、『成城大学経済研究』、第五五・五六合併号、一九七六年二月、および、「ケッテラー社会経済理論における〈自治〉と国家」、同上誌、第五七号、一九七七年三月、を参照。